

別紙 3 を次のとおり改める。

1.(1) ホ(ロ)のうち、「大蔵谷インターチェンジ及び伊川谷インターチェンジの料金所」を「大蔵谷インターチェンジの料金所」に、「伊川谷ジャンクションの料金所」を「伊川谷インターチェンジの料金所」に改める。

1.(1) ホ(ハ)のうち、「伊川谷ジャンクションの料金所」を「伊川谷インターチェンジの料金所」に改める。

1.(1) ヘを次のとおり改める。

ヘ 広島岩国道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車

				大竹西ジャンクション	大竹ジャンクション
			大竹	50.000	50.000
		大野	339.806	377.273	377.273
	廿日市ジャンクション	350.000	679.612	704.546	704.546
廿日市	100.000	350.000	679.612	704.546	704.546

大型車

				大竹西ジャンクション	大竹ジャンクション
			大竹	95.455	95.455
		大野	485.437	568.182	568.182
	廿日市ジャンクション	500.000	970.874	1,040.910	1,040.910
廿日市	150.000	500.000	970.874	1,040.910	1,040.910

特大車

				大竹西ジャンクション	大竹ジャンクション
			大竹	195.455	195.455
		大野	1,165.049	1,331.819	1,331.819
	廿日市ジャンクション	1,200.000	2,330.098	2,468.182	2,468.182
廿日市	350.000	1,200.000	2,330.098	2,468.182	2,468.182

ただし、平成26年4月1日から令和6年3月31日までの間において、ETC車については、次表のとおりとする。

普通車

				大竹西ジャンクション	大竹ジャンクション
			大竹	50.000	17.220
		大野	238.096	371.400	221.400
	廿日市ジャンクション	115.620	319.800	337.020	337.020
廿日市	61.500	238.096	476.191	548.520	398.520

大型車

				大竹西ジャンクション	大竹ジャンクション
			大竹	95.455	28.413
		大野	333.334	515.310	365.310
	廿日市ジャンクション	190.773	527.670	556.083	556.083
廿日市	101.475	333.334	666.667	807.558	657.558

特大車

				大竹西ジャンクション	大竹ジャンクション
			大竹	195.455	47.355
		大野	711.495	758.850	608.850
	廿日市ジャンクション	317.955	879.450	926.805	926.805
廿日市	169.125	637.080	1,198.575	1,245.930	1,095.930

(注) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

1.(1) カただし書きのうち、「延岡南インターチェンジの料金所の供用開始の日」を「令和2年3月30日」に改める。

1.(1) 口のうち、「へ(ただし書きを除く。)」を「へ(大竹西ジャンクション及び大竹ジャンクションを通行する場合並びにただし書きを除く。)」に改める。

1.(2) ただし書きのうち、「令和2年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

1.(2) 八のうち、「延岡南インターチェンジの料金所の供用開始の日以降、」を「令和2年3月30日から」に改める。

1.(2) 八のうち、「又は」を「又は から まで」に、同(口)のうち、「」を「 から まで」に改める。

1.(2) 二のうち、「」を「 から まで」に改め、同(二)のうち、「」の次に「、」

又は 」を加える。

2 . のうち、「令和4 2年1月1 4日」を「令和4 2年1月2 4日」に改める。

別添3中、中国縦貫自動車道（中国吹田・下関間）のうち、「湯田P Aスマート」を「湯田温泉スマート」に、山陽自動車道吹田山口線（神戸ジャンクション・廿日市ジャンクション間、大竹ジャンクション・山口ジャンクション間）のうち、「湯田P Aスマート」を「湯田温泉スマート」に改める。

別添5を別添5のとおり改める。



